

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第１ 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第２ 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB病院（以下「事業場」という。）に入社し、電算業務を経て、経理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は、給与を減額されたこと、事業場のC理事長によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたこと等の出来事があり、平成○年○月頃に「うつ病」を発病し、同年○月からは休職していたが、平成○年○月○日をもって自己退職した。その後、治療を続けていたが、平成○年○月○日、自宅において、縊死しているところを家族に発見された。死体検案書には、「死因の種類：自殺」、「直接原因：縊死」、「その原因：うつ病」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者は業務上の事由により精神障害を発病し、自死したとして、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第３ 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人の症状の経過等に照らして、平成〇年〇月頃、I C D—1 0 診断ガイドラインにおける「F 4 3 . 2 適応障害」(うつ状態)ないしは「F 3 2 . 0 うつ病」(以下「本件疾病」という。)を発病したものであると当審査会としても判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月〇日、被災者はCから給与の減額を通知され、その後、〇月分から〇万円下げられたこと、②被災者はCからパワハラを受けていたこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

イ 上記アの①の出来事について

各関係者の申述を始めとする一件記録によれば、確かに、被災者はCから一方的に給与の減額を通知された上、その後、実際に減額された事実が確認できる。

給与明細書及び給与台帳によれば、給与支給額のうち「基準内賃金」額の○円が平成○年○月分から○円の減額となる○円の支給となっている。

この点、Dは、要旨、「（給与を減額した理由について、）被災者は、前理事長との入社以前からの人間関係の下で就労することとなったもので、その入社経緯から、他の職員に比べて給与額が高めであったため、他の職員に給与水準を合わせることが目的であった。」と述べている。

そこで、被災者と同じE課の非常勤職員を除く職員の「基準内賃金」の支給額をみると、課長職は○円、公認会計士の資格を有する専門職者は○万円、被災者と同様の一般職員の身分である者2名は各々○円、○円であることが認められるところ、Dによれば、一般職員の両名は、被災者に比べて入社が古く先輩格に当たる者であり、本来、これが事業場における当該職域の「基準内賃金」の相場である旨を述べている。

当該出来事について認定基準別表1の具体的出来事「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討したところ、被災者の減額された給与水準が事業場内における同じ職場の同僚と比較して、ほぼ同水準であり、他の部署でも引き下げられた者が複数名認められること、減額を通知された当初、被災者はこれに納得せず、関係機関に相談を行っているものの、減額を認めない旨の意思表示を行うことなく、追認する結果となったこと等の事情に鑑みると、仕事上の差別、不利益取扱いの程度が著しく大きく、人格を否定するようなものであったとまではいえず、決定書理由に説示するとおり、当該出来事の心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

ウ 上記アの②の出来事について

請求人は、要旨、「被災者はCを恐れていた。Cに目をつけられると退職に追い込まれたり、前の理事長と親しかった職員等を排除していた状況を目の当たりにしていた。」「被災者がパワハラを受けていたのを見ていたのは、FとGである。」と主張するも、F及びGを始めとする各関係者の申述からは、被災者がCからパワハラを受けていたとする具体的な内容に及んだ申述は認められず、これは、被災者が忌憚のない意見を述べることのできる各受診医療機関における診療録等の被災者の申し立て内容においても同様であり、一

件記録を精査するものの、被災者に対するCによるパワハラを示す具体的な事実は確認できない。

ただし、被災者は、Dに対して、一度、Cから怒られたことがある旨話しており、その内容としては、Dによれば、要旨、「CからHとの人間関係の改善を指導された際、被災者がこれに反論し、自らの意見を申し述べようとしたところ、Cから叱責を受けた。」というものである。

当該出来事を認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討するものの、職場における円滑な人間関係の構築について指導することは、業務運営上、一般的な内容といえ、その後も周囲から客観的に認識されるような対立は生じておらず、客観的にはトラブルとまでに至っていないものと認められることから、当該出来事の心理的負荷の強度を「弱」としての審査官の決定は妥当であると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) なお、請求人は、被災者がHからパワハラを受けていたとも主張するが、一件記録を精査しても、両者の人間関係が疎遠であったことは認められるものの、具体的に被災者がHから何らかの危害を加えられたり、業務指導の範囲を逸脱するような発言を受けたという事実は確認されず、請求人の主張を採用することはできない。このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。